

質問番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領4 提案参加要件（1）カについて	提案参加要件として、「過去3カ年（令和5年度から令和7年度）において、地方公共団体から放課後児童健全育成事業の運営業務の受託（指定管理者を含む）実績がある者」とありますが、3カ年すべての業務実績が必要でしょうか？それとも3カ年のうちで実績があれば良いのでしょうか？	過去3カ年のいずれかの年度において、受託実績があれば良い。
2	仕様書4（1）開所日について	現在土曜日の開所はどのように実施しているのかご教示ください。	「明治学童クラブ」と「明治第2学童クラブ」については、両クラブをひとつに集約し「明治学童クラブ」で開所。「駒寄第1、第2、第3学童クラブ」については、3つのクラブをひとつに集約し、各クラブ4ヶ月毎のローテーションにより開所。（例：4月～7月は駒寄第1で開所、8月～11月は駒寄第2で開所、12月～翌3月までは駒寄第3で開所）
3	仕様書7 保険の加入について	児童については、仕様書記載の補償内容を満たす保険への加入を予定しております。一方、指導員については、当社が加入する労災保険により業務中及び通勤途上の事故等に対応しております。 なお、一般的なスポーツ安全保険の指導員向け区分（年間800円）では、入院・通院等の補償は仕様書記載水準を満たすものの、死亡及び後遺障害の補償額については仕様書記載額を下回り、同保険内には仕様書記載の補償内容をすべて満たす指導員向け区分がありません。 この場合、指導員については労災保険による対応でよいでしょうか。	ご指摘のとおり、現行の仕様書における指導員向けの補償水準を満たす区分がないため、次のとおり仕様書を訂正します。 7 保険の加入項目において、「通常の保育に関して発生する児童及び指導員の負傷等に対応するため・・・」を「通常の保育に関して発生する児童の負傷等に対応するため・・・」に改め、補償内容表中、傷害保険「入院（月額）：4,000円」を「入院（日額：4,000円）」に改めます。なお、指導員の補償については、労災保険対応で「可」とします。
4	仕様書5（2）ウ 年間活動計画について	本年度の活動計画や定期的に実施している企画や行事についてご教示ください。また、おたより等作成していればご教示ください。	各クラブにより異なりますが、お誕生日会、クリスマス会、十五夜等の季節行事を実施しています。なお、各クラブの直近3ヶ月のおたよりを提示します。
5	仕様書5（2）エ 学校との連携について	平日、学校終了後、学童クラブへ登所する場合、支援員が学校までお迎えに行っているのか、児童のみで登所しているのかご教示下さい。	新1年生の4月中のみ支援員が学校までお迎えを行うが、それ以降、全児童（全学年）による自主登所。

質問内容は、質問者の特定防止及び同一内容と判断した質問の集約を目的に、一部加筆・修正をしています。